

「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案に対する
意見公募の結果について

1 意見公募方法等

(1) 意見公募期間

平成 30 年 12 月 10 日(月)～平成 31 年 1 月 10 日(木)

(2) 意見公募方法

ア 広報かまくら 12 月 15 日号

イ 市ホームページへの掲載

ウ 市役所本庁舎ロビー、観光課窓口、生涯学習センター、各図書館、各支所における骨子の配布

2 意見公募結果

(1) 意見の総数 31 通

受付方法の内訳

ア 窓口 4 通

イ FAX 5 通

ウ 電子メール 22 通

(2) 意見内容の内訳

意見の内容	件数
条例名称について	3 件
言葉の定義について	5 件
責務について	4 件
迷惑行為について	28 件
条例全体について	15 件
罰則について	5 件
その他	3 件
合計	63 件

(3) 意見に対する市の考え方
別紙一覧のとおりです。